

岩手県告示第687号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立てについて次のとおり免許の出願があった。

なお、同法第3条第1項の規定により、当該出願に係る関係書類を平成25年9月17日から同年10月8日まで岩手県農林水産部漁港漁村課及び県北広域振興局水産部漁港漁村課に備えておいて縦覧に供する。

平成25年9月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 免許の出願をした者の住所及び名称

- (1) 住所 久慈市川崎町1番1号
- (2) 名称 久慈市

2 埋立区域

- (1) 位置 久慈市宇部町第24地割110番2、110番5及び268番地先水面
- (2) 区域 小袖漁港の主要原点を基点とし、基点から357度30分35秒 23.95メートルの点を1点とし、1点から270度00分00秒 55.00メートルの点を2点とし、2点から00度00分00秒 55.00メートルの点を3点とし、3点から90度00分00秒 60.44メートルの点を4点とし、4点から44度42分18秒 2.88メートルの点を5点とし、5点から90度25分13秒 12.27メートルの点を6点とし、6点から184度24分49秒 6.62メートルの点を7点とし、7点から166度33分49秒 12.05メートルの点を8点とし、8点から126度27分58秒 6.48メートルの点を9点とし、9点から185度39分54秒 15.00メートルの点を10点とし、10点から224度19分17秒 13.81メートルの点を11点とし、11点から276度05分23秒 15.00メートルの点を12点とし、1から12まで及び1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域
- (3) 面積 54.67平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置 2(1)と同じ。
- (2) 区域 別紙図面のとおり。
- (3) 面積 4,073.58平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地

5 埋立てに関する工事の施行に要する期間

- (1) 着手期間 免許の日から起算して30日以内
- (2) しゅん功期間 着手の日から平成26年3月31日まで

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び県北広域振興局水産部漁港漁村課に備えておいて縦覧に供する。